

## 定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和6年3月28日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	比 与 森 光 俊

### 記

#### 1 措置を講じた部署

農林課、商工観光課、消防本部

#### 2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和6年2月29日

(2) 措置通知年月日 令和6年3月11日

(3) 指摘事項及び措置等の内容

① 補助金の検査において、担当者が検査職員を兼務しているケースがあった。  
検査については、契約規則に準じ、適正な検査を行ってください。（農林課）

（回答）

契約規則を遵守し、適正な検査を行うよう努めます。

② 契約手続きにおいて、市長への施行伺がなく、随意契約とした理由が明確でないものがあつた。

契約を行う場合は、施行伺を作成するなど契約規則及び管財課の示す手順に従い適正に処理してください。（商工観光課、消防本部）

（回答）

・ 今後は、必要な契約、事務手続きが抜からぬよう、契約規則及び管財課の示す手順等を確認し、適正な事務処理を行うよう努めます。（商工観光課）

・ 契約規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。（消防本部）